

# 「田子町介護予防・日常生活支援総合事業」では こんなサービスが利用できます。

## 介護予防・生活支援サービス事業

- サービスの対象となる方は、65歳以上で要支援1・2の認定を受けた方や、65歳以上で基本チェックリスト（生活機能を確認するための簡単な質問票）により事業対象者と判定された方です。
- 地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントを通じて利用するサービスを決定します。

### 1 訪問型サービス（現行相当）

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（掃除・洗濯・調理・買い物等）、身体介護（食事や入浴介助）を利用者と共に行います。

※日常の範囲を超える内容や家族のための生活援助は、対象となりません。

普段の生活の中で困っていることを、「できないからやってもらう」だけでなく、自分に合った方法で「〇〇できる」を増やすことを意識して、サポートを受けながら一緒に行いましょう。

自己負担（1割負担の場合）の目安／月

訪問型サービス	事業対象者	要支援1	要支援2
週1回の利用の場合	1,168円	1,168円	1,168円

※基本の金額を載せております。この他、事業所によりサービス内容等の違いによる加算があります。所得に応じ、サービス費用の1～3割が自己負担となります。

### 2 通所型サービス（現行相当）

通所介護施設に通い、食事や入浴等その他の日常生活上の支援を日帰りで受けられます。

目標・期間を決めて利用しましょう。通い先で取り組んだことは、普段の生活の中に取り入れて、自立した生活を送るために役立てましょう。

自己負担（1割負担の場合）の目安／月

通所型サービス	事業対象者	要支援1	要支援2
週1回の利用の場合	1,647円	1,647円	1,647円
週2回の利用の場合	3,377円		3,377円

※基本の金額を載せております。この他、事業所によりサービス内容等の違いによる加算があります。所得に応じ、サービス費用の1～3割が自己負担となります。食費などは別途自己負担となります。

### 3 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが、利用者の自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取り組みや必要なサービス利用を支援し、ケアプランの作成を行います。

※総合事業のサービス(訪問型サービス・通所型サービス)のみを利用している方には介護予防ケアマネジメントを行います。

※介護予防サービス(通所リハビリ・福祉用具貸与等)を利用している方には、現行通り介護予防支援を行います。

#### ケアマネジメントの流れ

##### ①アセスメント

健康状態、生活機能等確認しながら「元気がでない」「生活しづらい」などの原因を探ります。また、趣味や特技、これからしていきたいことなども伺い、元気になるための方法を一緒に考えます。

##### ②ケアプラン作成

元気になる目標や目標の達成に向けて、利用者自身が取り組むこと、サービスで支援する内容などを整理しながら、計画を作成します。

##### ③サービス担当者会議

本人・家族のほか、各サービス担当者や、支援に関わる皆さんで集まり、ケアプランの目標や各々が利用者の情報や役割等を共有したうえで、取り組みを開始します。

##### ④サービス利用開始

目標達成に向けて、サービスの利用や利用者自身が元気になるための取り組みをします。

##### ⑤モニタリング・評価(振り返り)

取り組みの実施状況や効果を確認し、目標の達成状況や生活の変化等にあわせて、ケアプランの見直しを行います。

### 【サービスの利用限度額】

サービスには、対象者別にサービス費用の1か月あたりの利用限度額が決められその範囲内で利用することができます。限度額の範囲を超えて利用するときには全額自己負担になります。

対象者	利用できるサービス		1か月あたりの 利用できる単位数 (利用限度額)
	総合事業	介護予防サービス	
事業対象者	○介護予防・生活支援 サービス事業		5,003単位 (50,030円)
要支援1	・訪問型サービス ・通所型サービス	○通所リハビリ ○訪問看護	5,003単位 (50,030円)
要支援2	○一般介護予防事業	○福祉用具貸与 ○住宅改修など	10,473単位 (10,4730円)

## 一般介護予防事業

- 高齢になっても生きがいや役割をもっていきいきと生活できるように、自立支援・交流の推進を目的に、次のような事業を行っています。
- 65歳以上の全ての方を対象としますが、一部の事業については要介護認定を受けている方は対象外となります。

事業	内容	場所
生きがい倶楽部事業	脳活性化訓練や健康運動実践指導士による筋トレメニュー、ゲーム等の実施により、生きがいづくりの場を提供し、要介護状態となることを予防します。※要介護者は対象外となります。	・ 田子町老人福祉センター ・ 上郷公民館
認知症予防教室	脳活性化訓練やレクリエーションなどさまざまな課題の実施により、認知症を予防するための教室を実施します。	・ せせらぎの郷
介護予防体操教室	リハビリ専門職や保健師が地区集会所等に出向き、介護予防運動等の指導を行い、要介護状態となることを予防します。	・ 地区の集会所等
地域介護予防活動支援事業	各地域で行われているサロン活動に対する補助金交付や活動に対する支援を行います。	

詳しいサービスの内容や手続きについては下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 田子町地域包括支援課／地域包括支援センター TEL: 0179-20-7100